食事券サービス

変更のご案内

平成２７年４月１日より、

食事券を提供するサービスにおいて、下記の通り変更をさせていただきます。

健康診断総額（税抜）	提供サービス
３６，０００円 以上、５０，０００円 未満	食事券（８００円分）
５０，０００円 以上、１００，０００円 未満	ホテルランチ　１名様分
１００，０００円 以上	ホテルランチ　２名様分

「申込団体名称」「健康診断コース名称」「受診者窓口負担金」等にかかわらず、

健康診断受診総額を基準としたサービスに変更致します。

なお、このサービスは静岡医師会健診センター独自のサービスであり、料金値引きなどの代替サービスはございませんので、予めご了承ください。

※　事業所及び申込団体との契約により、上記基準に満たない場合でも食事券の提供をすることがあります。
（契約の場合以外は、あくまでもサービスとなりますので、ご不用の際はその旨をお申し付けください。）

なお、サービスとして提供する金額上限「８００円」に変更はありません。

※　当センター指定施設での利用に限らせていただきます

平成２７年４月１日

一般社団法人 静岡市静岡医師会健診センター